



鳥取県公報

平成 26 年 4 月 15 日 (火)
第 8 5 8 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (298) (東部振興課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (299) (農地・水保全課) 2 基本測量の終了 (300) (県土総務課) 2 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (2件) (301・302) (技術企画課) 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (303) (会計指導課) 3 森林病虫害の駆除命令 (304) (西部総合事務所農林局) 4 土地改良区の役員の就退任 (305) (〃) 4 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (306) (東部福祉保健事務所) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (307) (〃) 5 森林病虫害の駆除命令 (308) (東部農林事務所) 6 河川法による工作物及び船舶の撤去 (309) (鳥取県土整備事務所) 6 採石法による採取計画の認可の公表 (310) (〃) 8 砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (311) (〃) 8
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (5) 9
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (14) (文化財課) 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 10 落札者の決定 (物品契約課) 12

告 示

鳥取県告示第298号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成26年6月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成26年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
瀧 満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町蔵内153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
 - (1) 役員の職務及び任期
 - (2) 定款の変更

鳥取県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を平成26年4月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第300号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

- 2 作業地域 鳥取県全域
3 終了年月日 平成26年 3月31日

鳥取県告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 4・4・1号美保公園
2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年 4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
鳥取都市計画公園 2・2・115号江津1号公園及び2・2・116号江津2号公園
2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第303号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので告示する。

平成26年 4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部道路企画課

課長補佐 田中 重信

係長 桑谷 雄一郎

主事 谷口 誉幸

3 委任期間

平成26年4月15日から平成27年3月31日まで

鳥取県告示第304号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡日吉津村及び大山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成26年6月1日から同年7月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備えて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561

〃 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65

〃 田 貝 有 史 西伯郡南部町金田257
 〃 赤 井 頼 光 西伯郡南部町朝金503
 〃 長谷川 正 吉 米子市青木586
 〃 渡 辺 建 郎 西伯郡南部町境607
 監 事 吉 次 純一郎 西伯郡南部町寺内483-2
 〃 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848
 平成26年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 清 川 速 水 西伯郡南部町天萬561
 〃 岩 田 有 司 西伯郡南部町諸木65
 〃 田 貝 有 史 西伯郡南部町金田257
 〃 赤 井 頼 光 西伯郡南部町朝金503
 〃 長谷川 正 吉 米子市青木586
 〃 渡 辺 建 郎 西伯郡南部町境607
 監 事 岡 田 一 樹 西伯郡南部町市山848
 〃 岩 田 充 夫 西伯郡南部町三崎40-2
 平成26年4月1日就任 任期 4年

鳥取県告示第306号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	通所リハビリテーシ ョンいなば幸朋苑	鳥 取 市 浜 坂 228-1	平成26年4月 3日	平成26年4月 1日	通所リハビリテーシ ョン

鳥取県告示第307号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 こうほうえん	通所リハビリテーシ ョンいなば幸朋苑	鳥 取 市 浜 坂 228-1	平成26年4月 3日	平成26年4月 1日	介護予防通所リハビ リテーション

鳥取県告示第308号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月15日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成26年5月30日から同年7月18日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第309号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物並びに同法第24条の規定に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月15日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、平成26年5月25日までに当該工作物を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

工作物	所 在 地（次の図に示すとおりとする。）
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本311-7
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本311-7
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本312-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本312-2

栈橋	岩美郡岩美町大字岩本312-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本312-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本309-1
杭	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本301
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本299先
杭	岩美郡岩美町大字岩本299先
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本261-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本264-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本265-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本268
杭	岩美郡岩美町大字岩本268
杭	岩美郡岩美町大字岩本268
階段	岩美郡岩美町大字岩本268
杭	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本269
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本286
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本285
階段	岩美郡岩美町大字岩本271-2
通路	岩美郡岩美町大字岩本271-2 及び 272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本272-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本273-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本273-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本274
杭	岩美郡岩美町大字岩本274
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
階段	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
杭	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本275
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-1

栈橋	岩美郡岩美町大字岩本245-2
杭	岩美郡岩美町大字岩本245-2
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本244
杭	岩美郡岩美町大字岩本243
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本243先
階段	岩美郡岩美町大字岩本242
栈橋	岩美郡岩美町大字岩本242先

- 2 次の表に掲げる船舶の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、平成26年5月25日までに当該船舶を二級河川蒲生川水系蒲生川の河川区域内から撤去すること。

船舶番号	船名	所在地(次の図に示すとおりとする。)
272-13709	不明	岩美郡岩美町大字岩本261-2

- 3 1の工作物又は2の船舶が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県鳥取県土整備事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県鳥取県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第310号

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第13条の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月15日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
美徳建設株式会社 代表取締役 田中 直美	鳥取市下味野 292-4	鳥取市上原字東谷奥三 802-1(9,100.00平方 メートル)	風 化 花 崗 岩 (11,020.0立方メ ートル)	平成26年3月 12日から平成 29年3月11日 まで	平成26年3月 12日

鳥取県告示第311号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月15日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 長 本 敏 澄

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字 砂浜2322外8 筆(8,358平方 メートル)	砂 (9,550 立方メート ル)	採取の期 間	平成24年 3月12日 から平成 26年3月 11日まで	平成24年 3月12日 から平成 27年3月 11日まで	平成26年 3月28日
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字 大浜ノ四1233 - 1 外 13 筆 (7,858 平方 メートル)	砂 (22,540 立方メート ル)	採取の期 間	平成25年 9月18日 から平成 26年3月 12日まで	平成25年 9月18日 から平成 27年3月 12日まで	平成26年 3月28日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

平成26年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成26年4月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成26年4月21日(月) 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成26年度市町村選挙管理委員会・市町村明るい選挙推進協議会研修会について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第14号

鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成26年4月15日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

建造物の部

名称	員数	所在の場所
常福寺経蔵及び山門	2棟	日野郡日南町多里
附 棟札	2枚	
扁額	2面	

絵画の部

名称	員数	所在の場所
絹本着色阿弥陀三尊来迎図	1幅	鳥取市
附 箱	1点	
鑑定書	1点	

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

Microsoft WindowsServer CALライセンス 数量6,500

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成26年6月30日から平成32年2月29日まで

(4) 納入期限

平成26年6月27日（金）

(5) 納入場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部情報政策課

(6) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年5月2日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成26年4月15日（火）から同年5月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成26年4月15日（火）から同年5月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でな

いこと。

(5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課行政情報化担当

電話 0857-26-7614

電子メール jouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

(3) 入札説明書等の交付方法

平成26年4月15日(火)から同年5月15日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/224203.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年4月15日(火)から同年5月15日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成26年5月27日(火)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時とする。

イ 場所

鳥取県庁議会棟3階第12会議室(鳥取市東町一丁目220)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の(1)の場所に平成26年5月15日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第

11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を確実に納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products : Microsoft Windows Server2012 CAL Japanese License 6,500

(2) May 15, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 27, 2014 10 : 00 AM : Time-limit for submission of tenders

(May 26, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Information Policy Division of General Affairs Department Tottori

Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7614

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量 平成26年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき206,500部 12回発行

2 契 約 方 式 一般競争入札

-
- | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| 3 | 落札日 | 平成26年3月26日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 今井印刷株式会社
米子市富益町8 |
| 5 | 落札金額 | 23,952,348円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日 | 平成26年2月14日 |
| 7 | 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
鳥取市東町一丁目220 |